

株 主 各 位

本 店 大阪府河内長野市楠町東1615番地
本社事務所 大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号

モ リ 工 業 株 式 会 社

代表取締役社長 森 宏 明

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の平成28年熊本地震により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店4階小ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件

- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第9号議案 役員賞与の支給の件
第10号議案 退任取締役森明信氏に対し特別功労金並びに退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mory.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mory.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

第74期事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融対策の継続により、企業収益や雇用情勢の改善等の動きがみられましたが、中国や新興国の景気減速・原油をはじめとした資源価格の下落などから、先行きについては不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの属しておりますステンレス業界は、主原料であるニッケルの市況価格が低迷を続け、また在庫も高水準が続きました。このため買い控えなどの影響もあり荷動きは低調なままで推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度における売上高は394億54百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。収益面におきましては、数量減による工場稼働率の低下、原材料価格の低下による在庫などの評価損、円高による為替差損等により営業利益は22億61百万円（前連結会計年度比30.5%減）、経常利益は22億38百万円（前連結会計年度比36.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億73百万円（前連結会計年度比23.5%減）となりました。

部門別の状況

ステンレス管部門は、自動車用は軽自動車向けが不振でしたが、装飾用・配管用が健闘しました。また稼働後2年を経過したPT. MORY INDUSTRIES INDONESIAは、売上高8億32百万円と前会計年度比約3倍の増収となりました。その結果、売上高は198億94百万円（前連結会計年度比5.6%増）となりました。

ステンレス条鋼部門は、公共事業などの減少により売上高は107億63百万円（前連結会計年度比5.1%減）となりました。

ステンレス加工品部門は、売上高は21億11百万円（前連結会計年度比2.4%減）となり、家庭用金物製品の減少を他の製品でカバーできませんでした。

鋼管部門は、好調であった建設仮設材用に陰りが見えたため、売上高は44億36百万円（前連結会計年度比11.8%減）となりました。

その他部門は、パイプ切断機は増収でしたが、平成27年10月1日付で通信販売事業を外部へ譲渡したため、売上高は22億47百万円（前連結会計年度比23.7%減）となりました。

部門別売上高

部 門	金 額	構 成 比	前連結会計年度増減率
ステンレス管(国内)	19,061 <small>百万円</small>	48.3 %	2.8 %
ステンレス管(海外)	832	2.1	186.1
ステンレス条鋼	10,763	27.3	△ 5.1
ステンレス加工品	2,111	5.4	△ 2.4
鋼 管	4,436	11.2	△ 11.8
そ の 他	2,247	5.7	△ 23.7
合 計	39,454	100.0	△ 2.1

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の額は、6億4百万円であります。主なものといたしましては、ステンレス管製造設備の新設及び改修であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属しておりますステンレス業界は、主原料であるニッケルの市況価格の下落により、製品価格値下がり期待から店売り市場では買い控え現象が起きているものと思われまます。しかしながらここへきて、資源価格の下げ止まりがみられ、普通鋼の材料価格は値戻しの動きもでてきております。このような状況を勘案すれば、上半期は厳しい状況が続くと思われまますが、下半期になれば市況が好転するものと予想されまます。当社グループといたしましても業績の確保に努めていきたいと存じまます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 71 期	第 72 期	第 73 期	第 74 期 (当連結会計年度)
		平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高(百万円)		37,508	39,184	40,316	39,454
経常利益(百万円)		2,346	3,445	3,499	2,238
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		855	2,340	2,317	1,773
1株当たり 当期純利益		20円47銭	56円51銭	55円98銭	42円90銭
総資産(百万円)		42,350	44,423	47,034	44,319
純資産(百万円)		25,428	27,968	30,694	31,240
1株当たり 純資産		613円82銭	672円18銭	738円32銭	763円25銭

(注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 71 期	第 72 期	第 73 期	第74期(当期)
		平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高(百万円)		37,171	38,804	39,716	38,309
経常利益(百万円)		2,132	3,436	3,775	2,258
当期純利益(百万円)		858	2,348	2,545	1,721
1株当たり 当期純利益		20円54銭	56円69銭	61円48銭	41円64銭
総資産(百万円)		40,374	42,252	44,823	42,273
純資産(百万円)		24,542	26,712	29,131	29,888
1株当たり 純資産		592円43銭	645円13銭	703円72銭	732円69銭

(注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
モリ金属株式会社	340	100.0%	ステンレス管及びその加工品の製造
関東モリ工業株式会社	340	100.0%	ステンレス管及びその加工品の製造

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記2社を含め6社であります。当連結会計年度の売上高は394億54百万円（前連結会計年度比2.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億73百万円（前連結会計年度比23.5%減）であります。
2. 関東モリ工業株式会社は、当社が100%出資しておりますモリ金属株式会社の100%出資子会社であり、関東モリ工業株式会社に対する当社の出資比率は全て間接所有となっております。

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループはステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管、機械の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
モリ工業株式会社	本店	大阪府河内長野市
	本社事務所	大阪市中央区
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	愛知県刈谷市
	埼玉営業所	埼玉県狭山市
	新潟営業所	新潟県三条市
	岡山営業所	岡山県倉敷市
	広島営業所	広島市東区
	福岡営業所	福岡県糟屋郡
	河内長野工場	大阪府河内長野市
美原工場	大阪府堺市美原区	
モリ金属株式会社	本店	大阪府河内長野市
関東モリ工業株式会社	本店	埼玉県狭山市
	茨城工場	茨城県常総市
PT. MORY INDUSTRIES INDONESIA	本店	インドネシア共和国

(注) 平成28年4月1日付にて、広島営業所と岡山営業所を統合し、中四国営業所を開設しております。

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
606名	5名

(注) 従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436名	17名	41.9歳	20.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,500 百万円
株式会社りそな銀行	750
株式会社三井住友銀行	250
株式会社京都銀行	200
大同生命保険株式会社	65

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 127,662,000株
 (2) 発行済株式の総数 40,792,288株（自己株式615,116株を除く。）
 (3) 株主数 3,334名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森 明 信	2,209 千株	5.42 %
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	2,200	5.39
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,955	4.79
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,774	4.35
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,677	4.11
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	1,300	3.19
公 益 財 団 法 人 森 教 育 振 興 会	1,235	3.03
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,089	2.67
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,008	2.47
岩 谷 産 業 株 式 会 社	798	1.96

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（615,116株）を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得

- ・ 単元未満株式の買取りによる自己株式の取得
 - 普通株式 4,385株
 - 取得価額の総額 1,552,625円
- ・ 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
 - 普通株式 600,000株
 - 取得価額の総額 187,852,000円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 宏 明	社長補佐・管理部門担当
専務取締役	濱 崎 貞 信	技術・製造部門担当
常務取締役	松 本 秀 彦	営業部門担当
常務取締役	浅 野 弘 明	株式会社ニットク 代表取締役社長
取 締 役	森 信 司	関東モリ工業株式会社 代表取締役社長 株式会社シルベスト 代表取締役社長
取 締 役	中 西 正 人	総務部長・人事部長
取 締 役	梶 田 克 彦	ステンレス営業部長 中部・近畿地区営業・海外担当
取 締 役	森 明 信	相談役 公益財団法人森教育振興会 理事長
取 締 役	森 島 憲 治	もりしま税理士事務所 所長 有限会社PFPよろず相談処 取締役社長
常 勤 監 査 役	辻 清 樹	さくら法律事務所 代表弁護士
監 査 役	小 池 裕 樹	シード平和株式会社 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役
監 査 役	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社大阪第一食糧 社外取締役 大阪地下街株式会社 社外監査役 ハンズコンサルティング株式会社 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役
監 査 役	岩 崎 泰 史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 森島憲治氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 小池裕樹氏、監査役 林修一氏及び監査役 岩崎泰史氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 小池裕樹氏が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を結んでおります。
4. 監査役 林修一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 岩崎泰史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成27年6月26日開催の第73期定時株主総会において、森島憲治氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 平成27年6月26日開催の第73期定時株主総会において、岩崎泰史氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
8. 平成27年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、森島憲治氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
9. 平成27年4月1日付にて、取締役 森信司氏はモリ金属株式会社 代表取締役社長を退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (1)	272 百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	26 (11)
計	14	298

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、第74期定時株主総会において決議予定の役員賞与金37百万円及び当事業年度において計上した役員退職慰労引当金76百万円（取締役9名に対し73百万円、監査役5名に対し2百万円（うち社外監査役に対し1百万円））を含んでおります。
2. 上記の対象人員には、平成27年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記報酬等の総額のほか平成27年6月26日開催の第73期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対し4百万円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金4百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役	森 島 憲 治	もりしま税理士事務所 所長 有限会社PFPよろず相談処 取締役社長
監 査 役	小 池 裕 樹	さくら法律事務所 代表弁護士 シード平和株式会社 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役
監 査 役	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社大阪第一食糧 社外取締役 大阪地下街株式会社 社外監査役 ハンズコンサルティング株式会社 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役
監 査 役	岩 崎 泰 史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 森島憲治氏、監査役 林修一氏及び監査役 岩崎泰史氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
2. 監査役 小池裕樹氏が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を結んでおります。また、小池裕樹氏はシード平和株式会社の社外監査役及びミートフーズサービス株式会社の監査役を兼職しておりますが、当社と同社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森島憲治	平成27年6月26日に監査役を退任するまでに開催の取締役会2回全てに出席し、また監査役会4回全てに出席し、平成27年6月26日の取締役就任以降に開催の取締役会6回のうち5回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	小池裕樹	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	林修一	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	岩崎泰史	平成27年6月26日就任以降に開催の取締役会6回全てに出席し、また監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 森島憲治氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬額
①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	31 <small>百万円</small>
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
 - ① 当社グループは社員ハンドブック及びコンプライアンス規程の順守をすべての取締役及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - ② 取締役数名で構成する承認機関としてのコンプライアンス委員会と、施策の実施・推進を行うコンプライアンス統括部を設置し、必要に応じて取締役会に報告し、コンプライアンス体制の確立を図る。
 - ③ 法令違反行為等の早期発見と是正のために内部通報制度をより有効に機能させる。
 - ④ 監査室による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程に基づき総務部（一部は経理部）が情報の適正な保存及び管理を行い、取締役及び監査役は、これらの情報を必要ときに閲覧できる。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 管理部にてリスク管理を行い、管理担当取締役が必要に応じて取締役会に報告する。また、リスクをカテゴリー別に重要性の検証を行い、重要性の高いものについては個々に定めている規程を全社的なリスク管理規程として集大成し、重要性の低いものについては、個々の担当部門で規程の見直しを行う。
 - ② 不測の事態が生じた場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、損害を最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定例の取締役会において取締役会規則に基づき、経営の基本方針、経営計画書、その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとする。また、必要な場合には取締役会を臨時に開催する。
 - ② 常勤役員が出席して開催する経営会議を月に1回行い、機動的な意思決定、業務執行を行う。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の代表者は、当社取締役が兼務するか又は使用人を代表者とした場合はその担当取締役を定め、当社取締役の経営判断が的確に伝わるとともに当社取締役会に子会社の状況が報告されるようにする。
 - ② 子会社の業務執行における判断基準となるべき指針は、当社の関係する業務執行部門又は業務担当部門が作成又は承認し、担当取締役に報告する。
 - ③ 監査室による内部監査の実施により、子会社の内部統制の有効性、適切性を確保する。

- (6) 監査役の業務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役が監査業務を補助すべき使用人を求めた場合には、監査室に所属する使用人に、監査役の職務の補助業務を担当させる。
 - ② 監査役の職務の補助業務を行う使用人の人事的処遇に関しては、監査役会の同意がなければ処遇できないものとする。
 - ③ 監査役の職務の補助業務を行う使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとする。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告するものとする。
 - ② 当社の監査室は、監査の結果を適時、適切な方法で監査役に報告するものとする。
 - ③ コンプライアンス規程に基づき、監査役への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 監査役が、取締役会の他、重要な会議に出席する等、代表取締役及び取締役と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
 - ② 監査役は、会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。
- (9) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社グループは反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
コンプライアンス委員会を1回開催し、法令及び社内規程の順守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しを行いました。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
総務部（一部は経理部）にて社内規程に基づき適正に保存管理を行っています。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクをカテゴリー別に重要性の検証を行いました。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を年8回開催し業務執行状況を監督いたしました。また、経営会議を年12回開催し業務執行を行いました。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務報告会を年12回開催いたしました。また監査室による子会社の内部監査を実施いたしました。
- (6) 監査役の業務を補助すべき使用人に関する事項
該当事項はありませんでした。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査室は、監査役と毎月情報交換を行っています。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
取締役会への出席の他、代表取締役及び管理担当取締役と年6回会合を開催いたしました。また、監査役は会計監査人と年4回会合を開催し情報交換を行いました。
- (9) 反社会的勢力を排除するための体制
総務部及び管理部にて警察等の外部専門機関と連携して情報の収集を行っています。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,769	流動負債	10,697
現金及び預金	1,551	支払手形及び買掛金	4,907
受取手形及び売掛金	12,504	電子記録債務	2,270
電子記録債権	988	短期借入金	700
たな卸資産	9,217	1年内返済予定の長期借入金	869
繰延税金資産	184	リース債務	1
その他	339	未払法人税等	89
貸倒引当金	△ 14	賞与引当金	332
固定資産	19,550	役員賞与引当金	37
有形固定資産	15,530	その他	1,488
建物及び構築物	3,602	固定負債	2,382
機械装置及び運搬具	3,732	長期借入金	1,250
工具、器具及び備品	184	繰延税金負債	190
土地	7,860	役員退職慰労引当金	451
リース資産	1	環境対策引当金	38
建設仮勘定	147	退職給付に係る負債	208
無形固定資産	23	その他	242
その他	23	負債合計	13,079
投資その他の資産	3,996	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,854	株主資本	29,897
長期貸付金	4	資本金	7,360
退職給付に係る資産	484	資本剰余金	7,705
その他	663	利益剰余金	15,025
貸倒引当金	△ 10	自己株式	△ 193
資産合計	44,319	その他の包括利益累計額	1,237
		その他有価証券評価差額金	593
		為替換算調整勘定	520
		退職給付に係る調整累計額	123
		非支配株主持分	105
		純資産合計	31,240
		負債純資産合計	44,319

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,454
売 上 原 価		31,790
売 上 総 利 益		7,663
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,401
営 業 利 益		2,261
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	44	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	77	
そ の 他	46	172
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30	
売 上 割 引	26	
為 替 差 損	118	
そ の 他	18	194
経 常 利 益		2,238
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	68	
厚生年金基金解散損失戻入益	355	424
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	35	
設 備 移 設 費 用	100	
厚生年金基金解散損失	16	
過 年 度 退 職 給 付 費 用	14	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	16	212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,451
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	509	
法 人 税 等 調 整 額	186	695
当 期 純 利 益		1,755
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△ 17
親会社株主に帰属する当期純利益		1,773

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	7,360	7,705	13,665	△ 4	28,727
当期変動額					
剰余金の配当			△ 413		△ 413
親会社株主に帰属する当期純利益			1,773		1,773
自己株式の取得				△ 189	△ 189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,359	△ 189	1,170
当期末残高	7,360	7,705	15,025	△ 193	29,897

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計 額		
当期首残高	955	682	199	1,836	129	30,694
当期変動額						
剰余金の配当						△ 413
親会社株主に帰属する当期純利益						1,773
自己株式の取得						△ 189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 361	△ 161	△ 76	△ 599	△ 24	△ 624
当期変動額合計	△ 361	△ 161	△ 76	△ 599	△ 24	545
当期末残高	593	520	123	1,237	105	31,240

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,685	流 動 負 債	10,251
現金及び預金	1,004	支払手形	2,501
受取手形	3,950	電子記録債権	2,270
電子記録債権	988	買掛金	2,437
売掛金	8,689	短期借入金	500
有価証券	99	1年内返済予定の長期借入金	869
たな卸資産	7,404	リース債権	1
前払費用	38	未払金	219
繰延税金資産	160	未払費用	754
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,060	未払法人税等	67
未収入金	517	前受金	2
その他の	9	預り金	29
貸倒引当金	△ 236	賞与引当金	282
固 定 資 産	18,588	役員賞与引当金	37
有形固定資産	11,153	設備関係支払手形	46
建物	1,970	未払消費税等	124
構築物	249	その	106
機械及び装置	2,655	固 定 負 債	2,133
車両運搬具	2	長期借入金	1,250
工具、器具及び備品	128	繰延税金負債	40
土地	6,002	退職給付引当金	168
リース資産	1	役員退職慰労引当金	451
建設仮勘定	142	環境対策引当金	36
無形固定資産	17	資産除去債務	128
その他	17	その	58
投資その他の資産	7,417	負 債 合 計	12,384
投資有価証券	2,190	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,465	株 主 資 本	29,294
出資	0	資本金	7,360
長期貸付金	4	資本剰余金	7,705
関係会社長期貸付金	2,903	資本準備金	7,705
破産更生債権等	2	利 益 剰 余 金	14,422
長期前払費用	0	利益準備金	901
前払年金費用	269	その他利益剰余金	13,520
保険積立金	498	繰越利益剰余金	13,520
その他の	92	自 己 株 式	△ 193
貸倒引当金	△ 10	評価・換算差額等	593
資 産 合 計	42,273	その他有価証券評価差額金	593
		純 資 産 合 計	29,888
		負 債 純 資 産 合 計	42,273

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,309
売 上 原 価		31,443
売 上 総 利 益		6,866
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,765
営 業 利 益		2,101
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	60	
受 取 配 当 金	144	
受 取 賃 貸 料	147	
そ の 他	40	393
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
売 上 割 引	25	
減 価 償 却 費	37	
不 動 産 賃 貸 費 用	14	
為 替 差 損	118	
そ の 他	11	236
経 常 利 益		2,258
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	68	
厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失 戻 入 益	321	390
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	35	
設 備 移 設 費 用	100	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	15	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	63	243
税 引 前 当 期 純 利 益		2,404
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	488	
法 人 税 等 調 整 額	195	683
当 期 純 利 益		1,721

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,360	7,705	7,705	901	12,213	13,114
当期変動額						
剰余金の配当					△ 413	△ 413
当期純利益					1,721	1,721
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	1,307	1,307
当期末残高	7,360	7,705	7,705	901	13,520	14,422

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 4	28,176	955	955	29,131
当期変動額					
剰余金の配当		△ 413			△ 413
当期純利益		1,721			1,721
自己株式の取得	△ 189	△ 189			△ 189
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△ 361	△ 361	△ 361
当期変動額合計	△ 189	1,118	△ 361	△ 361	756
当期末残高	△ 193	29,294	593	593	29,888

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

モリ工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷智英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

モリ工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷智英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 74 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 30 日

モリ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 辻 清 ⑩

社外監査役 小池 裕樹 ⑩

社外監査役 林 修一 ⑩

社外監査役 岩崎 泰史 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開及び経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額203,961,440円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、この取組みの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。また、単元株式数の変更後において証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動も勘案し、株式併合を行うものであります。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、その端株の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願います。
(注) 株式併合により、発行済株式が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させ、併せて単元株式数を1,000株から100株に変更するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
- (3) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、当該移行のため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (4) 周知性の向上及び手続き上の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>127,662,000株</u>とする。</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (公告方法) 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000株</u>とする。</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（取締役の員数） 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第17条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第18条（取締役の選任） 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条（取締役の選任） 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第19条（取締役の任期） 当社の取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第19条（取締役の任期） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>第20条（増員および補欠選任） <u>取締役中に欠員が生じても、なお法定の員数を欠かないときはその補欠選挙を延期し、または取り止めることができる。</u></p> <p>2 <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第20条（補欠選任） 当社は、<u>会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="244 148 639 234">3 <u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="222 303 639 389">第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="244 429 639 546">2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="222 585 402 607">第22条（条文省略）</p> <p data-bbox="222 618 467 640">第23条（取締役会の招集）</p> <p data-bbox="244 651 639 797">取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p data-bbox="244 808 639 924">取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="222 935 515 957">第24条（取締役会の決議の方法）</p> <p data-bbox="244 968 639 1055">取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="222 1066 530 1087">第25条（取締役会の決議の省略）</p> <p data-bbox="244 1098 639 1262">当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p data-bbox="665 148 1060 293">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="644 303 1060 419">第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p data-bbox="665 429 1060 576">2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="644 585 850 607">第22条（現行どおり）</p> <p data-bbox="644 618 892 640">第23条（取締役会の招集）</p> <p data-bbox="665 651 1060 797">取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p data-bbox="665 808 1060 924">取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="644 935 940 957">第24条（取締役会の決議の方法）</p> <p data-bbox="665 968 1060 1055">取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="644 1066 958 1087">第25条（取締役会の決議の省略）</p> <p data-bbox="665 1098 1060 1262">当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第28条 (監査役および監査役会の設置) 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>第29条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>第30条 (監査役の選任) 当社の監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条 (監査役の任期) 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 (常勤の監査役) 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第33条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第34条 (監査役会の決議の方法) 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第26条 (<u>重要な業務執行の委任</u>) 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条 (<u>監査等委員会の設置</u>) 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第30条 (<u>監査等委員会の招集</u>) 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 (<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 (監査役会規則) <u>当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第36条 (監査役の責任免除) <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第37条～第39条（条文省略）</p> <p>第7章 計算 第40条～第43条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第32条 (監査等委員会規則) <u>当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> (削 除)</p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第35条（現行どおり）</p> <p>第7章 計算 第36条～第39条（現行どおり）</p> <p>附 則 <u>第5条および第7条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	もり ひろ あき 森 宏 明 昭和35年8月27日生	昭和64年1月 当社入社 平成2年4月 モリ金属株式会社 代表取締役社長 平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成8年7月 当社代表取締役専務 平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）	423,918株
2	はま さき きだ のぶ 濱 崎 貞 信 昭和27年1月12日生	昭和50年4月 当社入社 平成3年4月 当社生産管理部長 平成7年7月 当社資材部長 平成8年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社専務取締役（現任） 〈担当〉 社長補佐・管理部門担当	39,000株
3	まつ もと ひで ひこ 松 本 秀 彦 昭和28年8月26日生	平成9年4月 当社入社 平成11年4月 当社第二製造部長 平成14年2月 当社水海道工場長 平成15年6月 当社取締役 平成23年2月 関東モリ工業株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 当社常務取締役（現任） 〈担当〉 技術・製造部門担当	18,000株
4	あさ の ひろ あき 浅 野 弘 明 昭和30年3月6日生	昭和55年2月 当社入社 平成8年4月 当社東京支店ステンレス部長 平成16年6月 株式会社ニットク 代表取締役社長（現任） 平成16年7月 当社東京支店長 平成22年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役（現任） 〈担当〉 営業部門担当 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ニットク 代表取締役社長	18,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	もり しん じ 森 信 司 昭和39年1月27日生	昭和63年4月 当社入社 平成7年10月 当社第二製造部長 平成9年4月 モリ金属株式会社 代表取締役社長 平成12年3月 当社退社 平成13年6月 当社取締役（現任） 平成17年7月 モリ販売株式会社 代表取締役社長 平成19年4月 株式会社シルベスト 代表取締役社長（現任） 平成26年4月 関東モリ工業株式会社 代表取締役社長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 関東モリ工業株式会社 代表取締役社長 株式会社シルベスト 代表取締役社長	190,000株
6	なか にし まさ と 中 西 正 人 昭和32年5月3日生	昭和56年4月 当社入社 平成12年8月 当社財務部長 平成19年3月 当社人事部長（現任） 平成23年7月 当社総務部長（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任） 〈担当〉 総務部長・人事部長	11,000株
7	ます だ かつ ひこ 栂 田 克 彦 昭和34年12月4日生	平成3年11月 当社入社 平成23年4月 当社ステンレス営業部長 平成26年6月 当社取締役（現任） 〈担当〉 中部・近畿地区営業・海外担当	9,000株
8	※ たけ や よし ひさ 竹 谷 佳 久 昭和33年8月24日生	昭和56年4月 当社入社 平成11年12月 当社鋼管営業部長（現任） 平成26年7月 当社資材部長（現任） 〈担当〉 資材部長・鋼管営業部長	3,000株
9	※ もと やま こう いち 元 山 耕 一 昭和35年10月30日生	昭和59年4月 当社入社 平成21年5月 当社茨城工場長 平成24年4月 当社第二製造部長 平成26年4月 当社第一製造部長（現任） 〈担当〉 第一製造部長	4,000株

（※は新任取締役候補者であります。）

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役全員（4名）は、本総会最終の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本案件に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 小池裕樹 昭和46年3月6日生	平成12年4月 弁護士登録 平成16年1月 さくら法律事務所 代表弁護士（現任） 平成17年6月 当社監査役（現任） 平成23年6月 シード平和株式会社 社外監査役（現任） 平成27年6月 ミートフーズサービス株式会社 監査役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 さくら法律事務所 代表弁護士 シード平和株式会社 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役	2,000株
2	※ 林修一 昭和45年11月25日生	平成18年5月 公認会計士登録 平成18年10月 公認会計士・税理士林恭造事務所入所 平成19年4月 税理士登録 平成20年3月 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長（現任） 平成20年6月 当社監査役（現任） 平成21年6月 株式会社大阪第一食糧 社外取締役（現任） 平成23年6月 大阪地下街株式会社 社外監査役（現任） 平成24年1月 林公認会計士事務所 代表（現任） 平成25年3月 ハンズコンサルティング株式会社 代表取締役社長（現任） 平成27年11月 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
		〈重要な兼職の状況〉 林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社大阪第一食糧 社外取締役 大阪地下街株式会社 社外監査役 ハンズコンサルティング株式会社 代表取締役 社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監 査役	
3	※ いわ さん たい し 岩 崎 泰 史 昭和43年11月10日生	平成4年10月 センチュリー監査法人入社 (現 新日本有限責任監査法 人) 平成9年4月 公認会計士登録 平成9年6月 センチュリー監査法人退職 平成9年7月 岩崎泰史公認会計士事務所 代表 (現任) 平成9年8月 税理士登録 平成27年6月 当社監査役 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 岩崎泰史公認会計士事務所 代表	一株

(※は新任取締役候補者であります。)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外取締役候補者であります。
3. 小池裕樹氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査・監督に反映していただくためであります。また、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 林修一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社トータル・プランニング・サービス他の代表取締役社長を務められていることに加え、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査・監督に反映していただくためであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 岩崎泰史氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査・監督に反映していただくためであります。また、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、上記各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。なお、小池裕樹氏が所属するさくら法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。
7. 当社は、上記各氏が選任された場合、第3号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件に、各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案における選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本案件に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
もりしまけんじ 森島憲治 昭和17年5月30日生	昭和44年7月 税理士登録 平成15年1月 税理士法人ゆびすい社員 平成15年6月 当社監査役 平成17年12月 もりしま税理士事務所所長（現任） 平成18年1月 有限会社PFPよろず相談処 取締役社長（現任） 平成18年9月 大幸薬品株式会社 社外監査役 平成27年6月 当社取締役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 もりしま税理士事務所 所長 有限会社PFPよろず相談処 取締役社長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森島憲治氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 森島憲治氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、有限会社PFPよろず相談処の取締役社長としての経験に加えて、当社の社外監査役・社外取締役を務め当社の事業内容等に精通されていますことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、本総会終結の時をもって同氏の当社社外監査役としての在任期間は12年、当社社外取締役としての在任期間は1年となります。
4. 当社は、森島憲治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、森島憲治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成2年6月28日開催の第48期定時株主総会において取締役の報酬額を月額1,800万円以内としてご承認いただいておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内に改定をお願いするものであります。

なお、第4号議案が承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名となります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4千万円以内に定めることをお願いするものであります。

なお、第5号議案が承認された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

第9号議案 役員賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役9名に対し、当事業年度の業績などを勘案して、役員賞与総額37百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、第7号議案が承認された場合、第75期以降は、役員賞与を廃止し業績連動型報酬として役員報酬に組み入れる予定です。

第10号議案 退任取締役森明信氏に対し特別功労金並びに退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

(1) 退任取締役森明信氏に対し特別功労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任される取締役森明信氏に対し、長きにわたり代表取締役として社の発展に貢献された労に報いるため特別功労金として6億円（当社における一定の基準に従って算出される退職慰労金を含んでおります。）を贈呈いたしたいと存じます。なお、その時期、方法等の決定は取締役会にご一任願いたいと存じます。

(2) 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任される取締役森島憲治氏に対し在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その退職慰労金の具体的金額、時期、方法等の決定は取締役会にご一任願いたいと存じます。

(3) 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本總會終結の時をもって任期満了により退任される監査役辻清氏、小池裕樹氏、林修一氏、岩崎泰史氏の4名に対してそれぞれの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、監査役辻清氏には監査役退任時に支給し、小池裕樹氏、林修一氏、岩崎泰史氏の3名に対しては、本總會終了時に引き続き、監査等委員である取締役に就任予定でありますので、監査役在任期間に対する退職慰労金は、監査等委員である取締役退任のときに監査等委員である取締役在任期間に対する慰労金とあわせて支給したいと存じます。その具体的金額、時期、方法等の決定は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

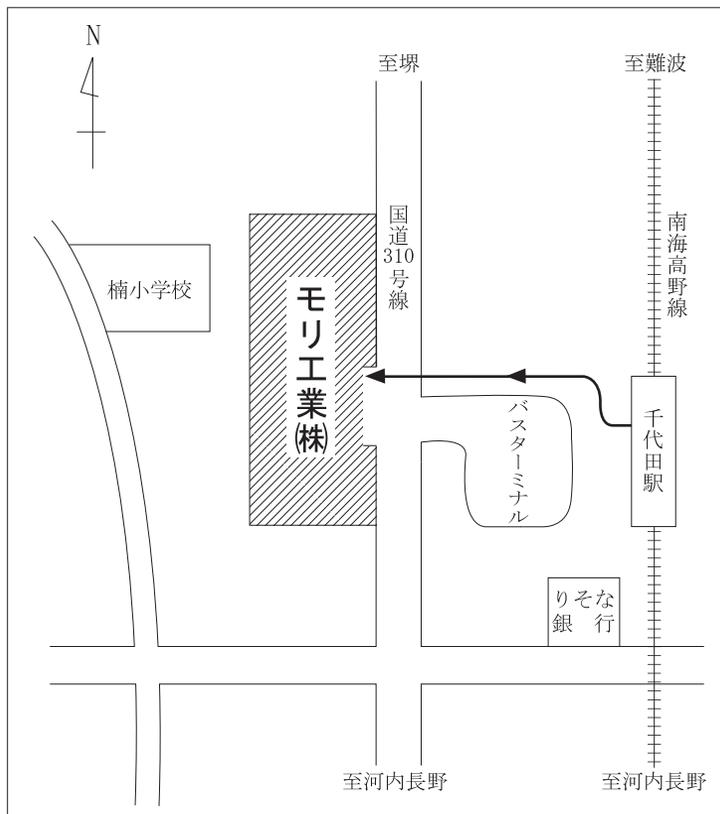
氏名	略歴
もり森 あき明 のぶ信	昭和36年1月 当社取締役 昭和38年1月 当社専務取締役 昭和40年1月 当社代表取締役社長 平成12年6月 当社代表取締役会長 平成16年6月 当社取締役会長 平成18年6月 当社取締役相談役 現在に至る
もり森 しま島 けん憲 じ治	平成27年6月 当社取締役 現在に至る
つじ辻 きよし清	平成23年6月 当社監査役 現在に至る
こ小 いけ池 ひろ裕 き樹	平成17年6月 当社監査役 現在に至る
はやし林 しゅう修 いち一	平成20年6月 当社監査役 現在に至る
いわ岩 さき崎 たい泰 し史	平成27年6月 当社監査役 現在に至る

以上

メ

モ

株主総会会場ご案内略図



1. 南海高野線難波駅から千代田駅の乗車時間は、急行・区間急行で約35分です。
なお、急行をご利用の場合は、北野田駅又は金剛駅にて各停にお乗り換えください。
2. 千代田駅から株主総会会場までは徒歩約3分です。